

第1章 目的

第1条(目的)

この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、児童生徒が自主的・自立的に充実した学校生活をおくるという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

第2条(髪型)

- ①髪染めはしない。(健康上及び中学校則との連携により)
- ②学習や運動の支障となるような長髪は控える。やむを得ない場合は、束ねるなどして支障のないように配慮する。
- ③前髪は視界を妨げる事のないようにする。
- ④髪型の一部を短くしたり、長く伸ばしたりしない。
- ⑤帽子をかぶるのに支障となるような髪型にはしない。
- ⑥髪留めや留めゴム等を使用する際は、飾りのついているものは用いない。

第3条(服装等)

(1) 普段の服装

- ①服装は基準服とする。(上着の着脱については、天候や体調を考慮して行う。)
- ②ひざ下でくるぶしがかくれるくつ下を着用する。
- ③登校時は、安全帽(黄帽)を着用する。

(2) 名札

- ①学校指定の名札を左胸に付ける。(販売は学校)登校したら名札をつけ、下校の時には学校に置いておく。

(3) 靴

- ①運動しやすいもの。(厚底、くるぶしがかくれるもの等は学習に差し支えるので履いてこない。)
- ②天候によっては、長靴を着用してもよい。
- ③分かりやすい場所に、記名をする。

(4) 上履き

- ①白を基調としたバレージューズタイプのものを使用する。
- ②体育館では、体育館用のシューズを使用する。
- ③分かりやすい場所に記名をする。

(5) 体操服

- ①体操服は、原則として本校指定のもの(青色のハーフパンツ、丸首の白無地で校章入りのシャツ)とする。(販売は問芝電機店)
- ②赤白帽子をかぶる。
- ③タイツ・ハイソックス等は着用しない。

(6) 防寒具等(手袋・マフラー等)

- ①コート(ダウンジャケット等)、マフラー、手袋については、登下校時のみ着用する。
- ②カイロについては、保護者の申し出を受けてから持ってきてもよいが、校内では出さない。

(7) その他

- ①リップクリーム、グロス等は使用しない。(体質等により、やむを得ず使用する場合は、保護者の申し出を受けてからとする。その際、無色で薬用のもののみ使用を認める。)
- ②つめの装飾(マニキュア等)はしない。

第4条(持ち物)

(1) カバン

- ①ランドセルを使用する。ランドセルで入りきらないものがあるときは、布製の手提げカバンや布袋等を補助的に使用してもよい。

(2) 学用品

- ①筆記用具は鉛筆を使用する。シャープペンシルは使用しない。
- ②持ち物には、全て記名をする。

- (3) 不要物
 - ①学校には、学習に必要なもの（携帯電話、電子機器等含む）は持ってこない。違反があった場合は、学校預かりを行い、特別な指導を行う。
- (4) 防犯ブザー
 - ①防犯ブザー（ホイッスル）を携行する。
- (5) 傘
 - ①置き傘は、教室に保管する。

第5条(校内での過ごし方)

- (1) 授業
 - ①チャイムの合図で着席し、授業が始められるようにする。（ベル着）
 - ②教室移動を行うときには、他のクラスに迷惑がかからないように、静かに行う。
 - ③著しく他の児童の学習を妨げるような言動があった場合には、特別な指導を行う。
- (2) 休憩時間
 - ①外遊びができるのは、朝休憩、大休憩、昼休憩のみとする。その他の休憩は、用便、授業準備、教室移動等の時間として活用する。
 - ②雨天時は、読書、お絵かきなど、室内で静かに過ごす。
 - ③校外へは出ない。また、体育館裏、非常階段、ロータリーなど、危険な場所では遊ばない。
 - ④校内放送がかかった時には、立ちどまって静かに放送を聞く。
 - ⑤特別教室や空き教室などには、勝手に入らない。
 - ⑥校舎内は走らない。
- (3) 保健室利用
 - ①体調がすぐれない場合は、保健室を利用することができる。利用時間は1単位時間程度を目安とし、体調の回復が見込めないときは、保護者に連絡をする。
 - ②度重なる保健室利用の場合は、保護者に連絡を取り、医療機関への受診を勧める。
 - ③虐待やネグレクトが疑われる場合は、学校から関係機関へ連絡を行う。
- (4) 給食
 - ①バランスのとれた食生活を意識し、マナーや衛生面にも注意して食事を行う。
 - ②給食当番は、マスク・帽子・エプロンを着用し、手洗いなどの衛生面にも注意して配膳を行う。
 - ③欠席者の給食や食べ残し等は、届けさせたり、持ち帰らせたりしない。
- (5) 掃除
 - ①掃除時間は、決められた場所で時間いっぱいまで、静かに掃除を行う。
- (6) トイレ利用
 - ①トイレの利用は原則として休憩時間に行う。
- (7) 教育相談
 - ①児童の生活上や学習上の悩みなどに対応し、望ましい人間関係を築き、健やかな学校生活をおくることを目的として相談室「こやろルーム」を南校舎2階に設置する。
 - ②校内と教育委員会に「体罰・セクハラ相談窓口」を設置する。校内における相談担当は、教頭・保健主事・生徒指導主事・養護教諭とする。
 - ③スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教育相談(児童・保護者とも)を実施している。利用を希望する場合は、教頭、養護教諭に申し出て日程調整を行う。

第6条(登下校・欠席・遅刻・早退等)

- (1) 登下校の仕方
 - ①通学路を守り、なるべく複数で徒歩により登下校する。
 - ②登校後は校外に出ない。忘れ物等があっても取りに帰らない。（始業前も含む）
 - ③防犯ブザー（ホイッスル）を身に付ける。
 - ④習い事は帰宅後に行う。やむを得ず学校帰りに寄る場合は、家庭の責任において行う。その際も、極力、通学路を通るように指導する。
(負傷した際、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象にはならない。)
- (2) 登校時間
 - ①午前8時20分の始業に遅れないように、ゆとりを持って登校する。
- (3) 下校時刻
 - ①5時間の日は、14時40分、6時間の日は15時30分。水曜日の5時間の日は14時20分、6時間の日は15時10分とする。
 - ②理由があっても学校に残る場合でも、16時50分までに必ず下校する。
- (4) 欠席・遅刻・早退する場合
 - ①その理由を保護者が連絡帳またはメールにて、学級担任に連絡する。やむを得ず電話で連絡する場合は、始業前までに保護者が連絡をする。
 - ②遅刻・早退する場合は、原則として保護者が付き添う。（不審者対策のため）

第3章 校外での生活に関すること

第7条(校外の生活)

- (1) 校区外への外出
 - ① 児童だけで校区外に遊びにいかない。習い事等でやむを得ず校区外に出るときは、家庭の責任において行う。
- (2) 交通安全
 - ① 交通ルールは必ず守る。踏切以外の線路内には立ち入らない。
 - ② 自転車に乗るときは、ブレーキ等の点検整備を行っているもので、両足とも接地できる大きさのものに乗るようにする。(ヘルメット等の安全対策は、保護者の責任において行う。)
 - ③ 1～2年生は、保護者と一緒のときだけ自転車に乗るようにする。
 - ④ 駐輪するときは、必ずカギをかける。
- (3) 危険箇所への出入り
 - ① 児童だけで、川、海、がけ、工事現場等、危険な場所に行かない。
- (4) 帰宅時間
 - ① 町内放送の合図(4～9月は18時、10月～3月は17時)で、すぐに帰宅する。
- (5) 外出時の注意
 - ① 外出する時は、家の人に行き先と帰る予定の時刻を知らせておく。
 - ② 防犯ブザーを持つ。人通りの少ない場所、目につきにくい場所では遊ばない。
 - ③ 知らない人にはついていかない。
 - ④ 放課後、校庭でお菓子を食べたり、ジュース類を飲んだりしない。
 - ⑤ 校舎の壁などに、ボールを投げ当てたり、蹴り当てたりしない。
- (6) 訪問するとき
 - ① おうちの人が留守にしている友達の家では遊ばない。
 - ② 相手のおうちの人の許可をもらってから家に上がる。
- (7) 金品の貸し借り
 - ① 必要のないお金や高額のお金は、持ち歩かない。
 - ② おごったり、おごられたりしない。友達にお金や物を要求しない。
- (8) 娯楽施設等への入店
 - ① 物を買う用事がないのに、児童だけで店に行かない。
 - ② カラオケボックス、ゲームセンター等の娯楽施設、大型店舗、レンタルビデオ店などの商店等に児童だけで行かない。
- (9) インターネット等の利用
 - ① 携帯電話やパソコン等のインターネット(メール含む)の利用は、おうちの人が見ている前で行う。(保護者の責任において管理する。)
 - ② インターネットなどを利用する際、有害サイト(犯罪・暴力的なもの、性的なもの、グロテスクな内容のもの、反社会的なもの)などは見ない。
 - ③ メールやサイトなどに個人情報を書き込まない。友達をからかったり、おとしめたりするような内容は書き込まない。

第4章 特別な指導に関すること

第8条(問題行動への特別な指導)

次の問題を起こした児童には、教育上必要と認められた場合には、特別な指導を行う。

但し、指導にあたっては、児童の発達段階や問題の程度、繰り返し等の状況を考慮して指導を行うものとする。

(1) 法規等に違反する行為

- ① 飲酒・喫煙
- ② 暴力・威圧・強要行為
- ③ 建造物・器物損壊
- ④ 窃盗・万引き
- ⑤ 性に関するもの
- ⑥ 薬物等の乱用
- ⑦ 交通違反
- ⑧ その他、法規等に違反する行為

以上の事例が発生した場合は、事実確認を行うとともに、速やかに関係機関(児童相談所・警察・教育委員会・民生委員等)と連携を図る。

(2) 本校の規則等に違反する行為

- ① 暴力行為(対教師、児童間、対人、器物損壊)
 - ・ 加害児童や被害児童等に対して事実確認を行い、被害状況を把握する。
 - ・ 加害児童及び被害児童等の保護者との話し合いを持ち、今後の生徒指導の方向性を示す。

- ・器物損壊の場合、発生原因や状況によっては、弁償を請求する場合もある。
- ・被害状況によっては、警察等の関係機関と連携を図る。
- ②いじめ
 - ・加害児童や被害児童（場合によっては、状況を把握する他の関係児童等も含む）に対して、事実確認を行い、被害状況を把握する。
 - ・加害児童及び被害児童等の保護者との話し合いを持ち、今後の生徒指導の方向性を示す。
 - ・被害状況によっては、警察等の関係機関との連携を図る。
- ③怠学
 - ・担任及び生徒指導主事、教頭等が家庭訪問を行い、児童の実態把握に努め登校を促すとともに、保護者との連携を図る。
- ④登校後の無断外出・無断早退
 - ・無断で外出、早退した場合は、速やかに保護者に連絡をする。
 - ・保護者とともに、学校において反省指導を受けさせ、再発防止に努める。
- ⑤指導に従わない（指導無視、暴言、授業妨害、エスケープ等）
 - ・当該児童に対し、別室にて反省指導を受けさせ、再発防止に努める。
- ⑥携帯電話等に関する事
 - ・携帯電話等を学校に持ちこんだ場合は、学校預かりとする。
 - ・保護者に連絡を取り、学校において反省指導を行う。
- ⑦金品強要
 - ・加害児童や被害児童等に対して事実確認を行い、被害状況を把握する。
 - ・加害児童及び被害児童等の保護者との話し合いを持ち、今後の生徒指導の方向性を示す。
 - ・被害状況によっては、警察などの関係機関との連携を図る。
- ⑧その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為
 - ・学校において速やかな指導を行い、当該児童の反省を促し、今後の支援体制を組む。

第9条(反省指導)

特別な指導のうち、反省指導については次のとおりとする。

- (1) 説諭
- (2) 学校反省指導
 - ①別室反省指導…一定期間、児童を別室において、生徒指導部教諭又は教頭等の複数の教師が、面接、反省文の記入、生活指導や学習指導（授業）等を行う事によって、望ましい生活や学習の態度を育てる。
 - ②授業反省指導…別室での反省指導において一定の成果が認められたと判断された場合や別室反省指導を行うほどでない場合に、通常の授業において担任等が、児童の学習意欲や態度、生活の状態を評価したり、反省を促したりする事によって、望ましい生活や学習の態度を育てる。
 - ③保護者と協議…児童の問題行動および反省の状況等について保護者に説明するとともに、再発防止に向けての具体的な取組について、保護者と共通理解を図り、生活改善への取組を行う。

第10条(反省指導の期間)

反省指導の期間については、児童の発達段階や問題の程度、繰り返し等の状況により、校内で協議して決定する。

附則

この規定は、平成24年度より施行する。

令和5年3月24日一部改訂